

障害者差別解消法の施行に向けた区の対応について

1 経緯

平成18年、国連において障害に基づくあらゆる差別の禁止や障害者の社会参加の促進等を規定する障害者の権利に関する条約が採択された。

条約の批准に向けた国内法の整備として、平成23年に障害者基本法を改正し、障害を理由とする差別の禁止が基本原則に位置づけられた。さらに、平成25年6月には基本原則を具体化する法律として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項及び行政機関等及び事業者における差別解消のための措置等を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」

（以下「法」という。）が公布され、平成28年4月1日から施行される。（概要は別紙1及び別紙2のとおり）

法には「差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の不提供の禁止」が規定され、国及び地方公共団体はその対応が義務づけられた。（民間事業者の合理的配慮の提供は努力義務。）

国においては、法の施行に向け、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するための基本方針を平成27年2月に閣議決定し、各省庁は基本方針に基づき本年8月以降順次対応要領案を公表、意見募集を行っているところである。（内閣府の対応要領案は別紙3のとおり）

地方公共団体は、法施行に向けた対応が求められており、区においても的確な対応を図る必要がある。

2 地方公共団体が講ずべき事項と区の対応

(1) 職員対応要領の策定

行政機関等の長は、事務・事業を行うに当たり職員が遵守すべき服務規律の一環として対応要領を作成することが定められている。

地方公共団体については努力義務とされているが、法の趣旨を踏まえ、職員が適切に対応するための要領を策定する。また、法及び職員対応要領についての理解を深め、全ての職員等が適切に対応できるよう、法施行前に職員向けの研修を行う。

(2) 相談及び紛争の防止等のための体制整備

障害者及びその家族等からの相談に的確に応じるため、相談窓口の明確化、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを行うことにより必要な体制の整備を図るものとされており、区の組織等の状況に応じた相談及び紛争の防止等のための体制を整備する。

(3) 啓発

障害を理由とする差別の解消について、国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとされており、区においても、区民の関心と理解を深

めるため、必要な啓発活動を行う。

(4) 障害者差別解消支援地域協議会の整備

医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する関係機関は、当該地方公共団体の区域において、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができるとされている。

区においても、国や都、他の地方公共団体の動向を踏まえながら、区の関係機関の状況に応じた協議会を設置し、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを進める。

3 障害者差別に関する事例の募集

職員対応要領の策定や区民への啓発、相談窓口や協議会の整備等区の障害者差別解消に関する施策推進の参考とするため、「障害者差別を受けたと思った事例」「障害のある方への配慮の良い事例」など、障害者差別に関する事例を募集する。

募集対象は、区内在住・在学・在勤の障害者、障害者の家族、障害者施設職員等、一般区民とし、区報及び区ホームページに掲載するほか、区内障害福祉施設利用者やその家族、障害者団体に呼び掛け、周知する。

募集チラシ及び応募用紙（別紙4）を区のホームページに掲載するほか、障害福祉課窓口において配布し、回答は、郵送、FAX、メール等により收受する。

4 今後の予定

10月15日～11月16日	事例の募集
12月	職員対応要領（素案）の公表及び意見募集 管理監督者向け職員研修
平成28年3月	職員対応要領の策定、公表 管理監督者及び一般職員向け研修
4月～	相談窓口整備・障害者差別解消支援地域協議会設置

以 上